

## 重要なお知らせ

### 利用料金の減免について（7/15～）

新型コロナウイルス感染症防止対策や社会活動の維持に向けた大阪市施設利用者負担の軽減のため、大阪市障害者スポーツセンター条例 第14条第5項の規定に基づき、大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの利用料金について、次のとおり減免をいたします。

- 対象施設

研修室Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

（現在、定員の半分以下の人数でのご利用をお願いしております。）

- 減免適用条件

研修室を利用制限に従って利用すること。

ただし、スポーツ活動（卓球、ダンスなど）については適用対象外となります。

- 減免率

規定の利用料金の5割を減額。

※他の減免を受ける場合は適用されません。

- 減免適用期間

令和2年7月15日から令和3年3月31日まで